

安芸太田町公営住宅入居者募集 ～申し込みのしおり～

安芸太田町役場
建設課

〒731-3810

山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

TEL 0826-28-1962

1. 募集のあらまし

今回の募集は、既に供用している住宅が空家となったので、新たな入居者を決めるためのものです。

公営住宅の申し込みをされる場合、収入基準をはじめいろいろな資格要件がありますので、この「申込みのしおり」を最後までよくお読みください。

また、申込受付の審査の際、持参していただく書類がありますので、必要書類をよくお確かめください。（不足書類がありますと、受付できないことがあります。）

2. 申込から入居まで

(1) 申込から入居まで

申込受付	必要な書類をそろえて、申込者が直接持参してください。 その場で資格審査を行います。
------	--



入居者の選考	入居の申込み者が募集戸数を上回る場合、住宅に困窮している度合いの高い人を入居者とします。
〔公開抽選会〕	住宅の困窮順位が定め難い場合、公開抽選により入居者を決定します。



入居決定



入居許可通知	入居に必要な書類を送付しますので入居説明会までに準備してください。 ○請書（連帯保証人2名の印鑑証明書と収入証明書が必要です。） ○敷金（入居時家賃の3カ月分）の領収済書の写し ○入居決定通知日から10日以内に手続きを済ませてください。 ○公営住宅管理台帳
--------	--



入居説明 入居手続	○入居後の注意事項などを説明しますので、入居者本人がおいでください。 ○請書の提出・敷金の納付などが済んだ方に入居可能日通知書をお渡しします。
--------------	--



カギの交付	○入居可能日通知書を提示して「カギ」を交付します。
-------	---------------------------



入居	○入居可能日から15日以内に入居していただきます。
----	---------------------------

3. 申 込 資 格

(1) 一般世帯の資格

次の①～④のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 申込者が成人であること。
- ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。
夫婦(婚約者及び内縁関係にある方を含みます。)または親子を主体とした家族であること。
※家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。
(例) 夫婦の分離は原則として認めません。
- ③ 世帯の収入(月収額)が158,000円以下であること。
ただし、この月収額は公営住宅法施行令に定める収入額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

※裁量階層における入居資格の緩和

次に掲げる世帯(これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。)については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準(月収額)は一般世帯より高い214,000円までとなります。

裁 量 階 層 の 世 帯		提出する書類
身体障がい者世帯	入居者又は同居者に、身体障がい者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障がいの程度が1～4級の方がいる世帯	身体障がい者手帳
精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障がい者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障がい者の方(最重度～中度)がいる世帯	精神障がい者保健福祉手帳 療育手帳
老人と児童世帯	入居者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが50歳以上又は18歳未満の方がいる世帯	住民票の写し 住民票記載事項証明書
子育て世帯	同居者に小学校未就学児がいる世帯	住民票の写し 健康保険証
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方がいる世帯	戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生大臣の認定を受けている方がいる世帯	医療特別手当証書 特別手当証書

引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて5年を経過していない方がいる世帯	引揚証明書
ハンセン病患者	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる方	ハンセン病療養所に入所している証明等

④ 現在、住宅に困っていること。

次のような方が該当します。

- 例) 住宅用でない建物に住んでいる。
- 部屋が狭い。
- 他の世帯と炊事場又は便所等を共同で使用している。
- 家賃が高すぎる。
- 家主等から正当な理由により立ち退き要求を受けている。
- 通勤に時間がかかりすぎる。

⑤ 市町村民税の滞納がないこと。

★ 他の公営・公団・公社の住宅の使用名義人や、持家の人は申し込みできません。

4. 収入基準

公営住宅の申込みには、あなたの収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。次の計算方法により、あなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

(1) 月収額の計算方法

- ① 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。
- ② 各々の年間総所得金額から個別の控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いたものを、12で割り、月収額を算出します。

$$\frac{\boxed{\begin{array}{cc} \text{年間総所} & \text{個別の} \\ \text{得金額} & \text{特別控除} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{cc} \text{一般控除} & \text{その他の} \\ & \text{特別控除} \end{array}}}{12} = \boxed{\text{世帯の月収}}$$

月収額	申込み資格
214,000円を超える	なし
214,000円以下	裁量階層の申込資格あり
158,000円以下	一般世帯の申込資格あり

(2) 収入の種類

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。 ○ 国民年金，厚生年金，恩給等，（ただし，遺族年金，障害年金は対象になりません。） ○ 給与，賞与，残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。） ○ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含まれます。） ○ 日雇い等による所得 ○ その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの	○ 生活保護の扶助料 ○ 各種の原爆被爆者手当 ○ 雇用保険金 ○ 労災保険金 ○ 休業補償 ○ 遺族が受給している恩給及び年金 ○ 障害年金，障害福祉年金 ○ 母子年金，母子福祉年金 ○ 老齢福祉年金 ○ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ○ 仕送り ○ 学費に充てるために給付される奨学金などの非課税所得，及び退職金・譲渡所得などの一時的な所得

（注）過去若しくは現在に収入があっても、入居可能日までに退職される方は、収入は0円とします。

(3) 所得の合算

次のような場合は、所得を合算して計算してください。

- 申込世帯の中で、2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（年金と給与，給与と事業所得等）
- 1人で同じ種類の収入を2箇所以上から得ているとき

(4) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表 各種控除一覧表

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の配偶者及び扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の配偶者控除・扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡婦控除	夫と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む）で、扶養親族を有する方	1人につき その人の所得から 27万円
		夫と死別した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む）で合計所得金額が500万円以下の方	
	寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない方、又は妻の生死が不明の方で、扶養する親族があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	
その他の特別控除	障害者控除 「特別障害者」 「控除」	申込者又は一般控除対象者の中で心身障がい者があり、手帳などを交付されている方（精神・身体に重度の障害がある方1~2級）	1人につき 27万円 (1人につき40万円)
	老人控除対象配偶者	一般控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 25万円

5. 申 込 方 法

必要書類を必ず用意して、直接申込者本人が申込受付場所へ持参してください。その場で資格審査（面接）をさせていただきます。

《必 要 書 類》

★印鑑と筆記用具は必ず持参してください。

- ① 安芸太田町公営住宅入居申込書
- ② 申込者と同居親族全員の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）
- ③ 申込者と同居親族全員の健康保険被保険者証（国保・社会・組合）
- ④ 戸籍謄本又は抄本
ただし、配偶者と入居される方及び、未成年の方を除きます。
- ⑤ 収入を証明する書類
世帯全員の収入を確認するため、次の書類の中であてはまるものをすべて提出してください。
- ⑥ 納税証明書（町税等滞納がないことの証明となるもの）

【年金受給者】

内 容	必 要 な 書 類
国民年金，厚生年金，恩給，各種共済年金を受けている方	源泉徴収票，年金支払通知書（ハガキ），年金改定通知書など

【給与所得者】

勤 務 状 況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
平成30年1月1日以前から引き続き現在の会社に勤務している方	平成29年1月～平成29年12月	平成27年分の源泉徴収票（本人交付用）
平成30年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	受付日の前月までの1年間	給与支給証明書(様式1)に勤務先で月別の証明をしてもらうこと。
採用されて1年未満	採用された月から1年間（支給見込額も含む。）	給与支給証明書(様式1)に勤務先で月別の証明をしてもらうこと。 →雇用条件に基づいて1年分の支給見込額を証明してもらうこと。

【事業所得者】

経営の状況	証明を要する期間	必要な書類
平成30年1月1日以前から現在の事業を開始している方	平成29年1月～平成29年12月	税務署提出確定申告書の控え（受付印のあるもの）ただし、1月1日から3月15日までの申込みの場合は、前年の収支明細書でも可能。なお、入居時までに確定申告書の控えの提出が必要です。
平成30年1月2日以降に現在の事業を開始している方	事業を開始して1年以上の方は、申込受付日前月までの1年間、1年未満の方は申込受付日前月まで	

【無職・無収入の方】

内容	必要な書類
失業中の方	雇用保険受給資格者証、離職票、その他失業の証明となるもの（会社の退職証明書など）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

⑦ その他必要な書類

内容	必要な書類
単身者	○戸籍謄本又は抄本（ただし、遺族年金、遺族扶助料等の受給者はこれらの証書により、戸籍謄本に代えることができます。） ○自活状況申立書（別紙2を使用してください。）
婚約中の方	次の書類が両方必要です。 ○婚約証明書 ○結婚披露宴の案内状または式場予約証明書のうち一つ ★婚約者で退職している方は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のうち一つ ★婚約者で退職を予定している方は、会社の退職予定証明書が必要です。（ただし、入居までに会社の退職証明書を提出する必要があります。）
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
母子世帯	戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭医療の受給者証、その他母子世帯であることを確認できる書類
心身障害者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者であることを証する書類
原爆被爆者世帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のどれか
引揚者世帯	引揚証明書
炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者手帳
災害により家屋が滅失した方及び都市計画などにより立ち退きを要求されている方	罹災証明書等それを証明する書類

6. 注 意 事 項

(1) 申込についての注意事項

- ① 申込みは、一世帯一戸に限ります。
- ② 申込書などに不正な記載があった場合は、無効となります。
- ③ 夫婦又は親子を主体とした家族でないと申し込めません。
(世帯を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。)
- ④ 申込書の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
(申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に1人と
なったとき又は申込者本人が入居しなくなったときは失格です。)
- ⑤ 受付後の申込書の内容変更は一切できません。
- ⑥ 婚約者と申し込む場合は、次のことに注意してください。
 - 申込後、婚約者が変わった場合は入居できません。
 - 入居可能日から3カ月以内に婚約者が入居できない場合は、失格となります。
 - 婚姻後1カ月以内にそれを証明するもの(戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等)を提出してもらいます。

(2) その他の注意事項

「—入居にあたっての注意—」

- 入居手続きの際に、敷金(家賃の3カ月分)を納付していただきます。
- 住宅使用請書を提出していただく際に、連帯保証人2名の印鑑証明書及び所得証明書が必要となります。
- 申込書に記載された全員が入居可能日から15日以内に入居できない場合は、失格となります。
- 団地内では、犬・猫・鳥などの動物を飼うことはできません。
- 住宅の家賃は、毎年算定するため、世帯の月收入等により変動することがあります。
- 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、家賃も高くなります。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 退去時には、畳の表替え、襖の張替を行っていただきます。

「—入居後の注意—」

- 次のような場合は、入居されても退去していただきます。
- 不正な行為によって入居したとき。
 - 家賃を3カ月以上滞納したとき。
 - 正当な理由によらずに、15日以上住宅を使用しないとき。
 - 住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
 - 犬・猫・鳥などの動物を飼っているとき。

収入証明書の取り方

区分	勤務、営業時の状況	証明を要する期間	証明書等の書類
給与 所得 者	現在の勤務先へ平成30年1月1日以前から採用されている者	平成29年1月 ～ 平成29年12月	平成28年分給与所得の 源泉徴収票（本人交付用）
	現在の勤務先へ平成30年1月2日以降に採用されている者	受付日の前月までの1年未満の場合は採用月から1年間（支払予定額を含む）	入居申込書の給与支給証明書に勤務先で月別の証明をしてもらう。勤務してまだ1ヶ月分の給与も受けていない者は、雇用条件に基づき1年分の支払予定額を証明してもらうこと
事業 所得 者	現在の事業を平成30年1月1日以前から開始している者	平成29年1月 ～ 平成29年12月	税務署提出確定申告書の控え（受付印のあるもの）又は収支明細書 ただし、1月1日～3月15日までの申込みの場合、前年の収支明細書でも可能。なお、入居時まで確定申告の控えの提出が必要です
	現在の事業を平成29年1月2日以降から開始している者	事業開始した翌月から1年間、1年未満の場合は申込み受付日の前月まで	
恩給 等受 給者			恩給証明、年金証書又は 源泉徴収票
そ の 他	○つぎのものは収入として扱いません 生活保護の扶助料・原爆手当・雇用保険金・労災保険金・休業補償・仕送り・遺族年金・老齢福祉年金・譲渡所得・給与所得者の一定額までの通勤手当など		

給 与 支 給 証 明 書

* 現在の勤務先へ前年の1月2日以前に採用されている人、または、採用されて1年未満の方は以下の事項の証明を受けてください。

氏 名	住 所	採用年月	勤務年数
安芸 太郎 (T.M.S. 印 1年2月3日)	〇〇市〇区××△丁目×-×	H29. 1	2月

支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
H29. 1. 15	180,000		180,000	H29. 8. 15	180,000		180,000
H29. 2. 15	180,000		180,000	H29. 9. 15	180,000		180,000
H29. 3. 15	180,000		180,000	H29. 10. 15	180,000		180,000
H29. 4. 15	180,000		180,000	H29. 11. 15	180,000		180,000
H29. 5. 15	180,000		180,000	H29. 12. 15	180,000		180,000
H29. 6. 15	180,000		180,000				
H29. 7. 15	180,000		180,000	合 計			2,160,000

控除対象配偶者の有無等		扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本人が		老 年 者	寡 婦	寡 夫	扶養親族名 と続柄
						特 別 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者				
有	老人	老 人 特 定	そ の 他	特 別	そ の 他						
無		人	人	人	人						

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払った・支払う予定であることを証明します。

平成 30 年 ○ 月 ○ 日

所 在 地

名称及び 株式会社 ○ ○

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(印
Tel. ○○○-○○○-○○○○
担当者 ○ ○ ○ ○ 印)

- (注) 1 勤務して1ヶ月の給料を支払っていないときも雇用条件に基づき支給する賞与及び1年分の給与証明をしてください。
2 手当の中には、課税対象とならない通勤手当は含まないでください。

安芸太田町特定公共賃貸住宅入居者募集

～申し込みのしおり～

安芸太田町役場 建設課

〒731-3810

山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1

Tel 0826-28-1962

1. 募集のあらまし

今回の募集は、現在空家となっている下記住宅への入居者を決めるものです。

申込みをされる場合、収入基準をはじめいろいろな資格要件がありますので、この『しおり』を最後までよくお読みください。

また、申込受付の審査の際、持参していただく書類がありますので、必要書類をよくお確かめください。（不足書類がありますと、受付できないことがあります。）

2. 申込から入居まで

(1) 申込から入居まで

申込受付	必要な書類をそろえて、申込者が直接持参してください。 その場で資格審査を行います。
------	--



入居者の選考	入居の申込み者が募集戸数を上回る場合、住宅に困窮している度合いの高い人を入居者とします。
〔公開抽選会〕	住宅の困窮順位が定め難い場合、公開抽選により入居者を決定します。



入居決定



入居許可通知	入居に必要な書類を送付しますので入居説明会までに準備してください。 ○ 請書（連帯保証人2名の印鑑証明書と収入証明書が必要です。） ○ 敷金（入居時家賃の3カ月分）の領収済書の写し ○ 入居決定通知日から10日以内に手続きを済ませてください。 ○ 公営住宅管理台帳
--------	--



入居説明 入居手続	○ 入居後の注意事項などを説明しますので、入居者本人がおいでください。 ○ 請書の提出・敷金の納付などが済んだ方に入居可能日通知書をお渡しします。
--------------	--



カギの交付	○ 入居可能日通知書を提示して「カギ」を交付します。
-------	----------------------------



入居	○ 入居可能日から15日以内に入居していただきます。
----	----------------------------

3. 申 込 資 格

特定公共賃貸住宅に申込まれる人は、次の①～③のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 同居又は同居しようとする親族がある人
内縁関係にある人や婚約者のある人は申し込めます。
- ② 収入基準にあう人
収入基準表の範囲になければ申し込めません。
- ③ 納付義務のある市町村税の前年度分を申込みした日において滞納していない人

申込みされる人へのご注意

★ 次のような人は申し込めません！

- ① 申込み資格が1つでも欠ける人
- ② 世帯を不自然に分割した人

★ 次のような人は申込みされても無効となります！

- ① 申込書などに不正な記載があった人
- ② 重複申込みをした人

★ 次のような人は申込みされても入居できません！

- ① 入居時、申込書に記載された全員が入居可能日から30日以内に入居できない人。ただし、婚約者との申込みの場合は入居可能日から3ヶ月以内に婚約者が入居できない人。
- ② 申込み後、同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く）があった人。婚約・入居の際に单身となった場合も同じです。
- ③ 特定公共賃貸住宅使用請書（連帯保証人2名の署名・押印及び給与証明書添付）の提出及び敷金（入居者負担額の3か月分）の納付を完了しない人。

★ 次のような人は入居されても退去していただきます！

- ① 不正な行為によって入居した人
- ② 入居者負担額を3ヶ月以上滞納した人
- ③ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しない人
- ④ 住宅又は共同施設を故意に破損した人
- ⑤ 犬・猫・鳥などの動物を飼っている人

申込みできる収入基準

特定公共賃貸住宅の申込みは、あなたの収入が一定の基準内であることが必要です。その中でも収入によって入居者負担額（家賃）が異なります。

つぎにより、あなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

《給与所得者が1名で特別控除がない人》

(1) 源泉徴収票で支払金額を申込み家族数に応じて表1にあてはめて確認してください。

(2) 中途採用者で1年間分の給与の支給を受けていない人は、つぎの計算方法で年間推定総収入を算出し、表1にあてはめてください。

$$\text{年間推定総収入金額} = \frac{\text{*総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与}$$

*総収入とは給与の支給を受けた月の合計額。(但し、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除く)

〔例〕

申込み家族2人、申込者の勤務月数9ヶ月で給与3,100,000円(採用15日・初回支給額200,000円 賞与300,000円)の場合

$$3,100,000 - 200,000 = 2,900,000 \text{円 (総収入)}$$

$$2,900,000 - 300,000$$

$$\frac{\quad}{8} \times 12 \text{ヶ月} + 300,000 = 4,200,000 \text{円}$$

8

*表1の早見表により収入基準に該当します。

表1 収入基準の年収早見表

申込み家族数 収入基準(月額)	申込みができる年間総収入金額(円)				
	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 ~ 487,000	3,512,000 ~ 8,248,889	3,996,000 ~ 8,671,112	4,432,000 ~ 9,093,334	4,948,000 ~ 9,515,556	5,420,000 ~ 9,937,778

《給与所得者が2名以上の人又は特別控除がある人》

源泉徴収票の給与所得控除後の金額（2名以上の場合は合計額）から特別控除額（表3参照）を差し引いた金額を申込み家族数に応じて表2にあてはめてください。

《給与所得者以外の所得者又は特別控除がある人》

(1) 市町村で発行する課税台帳記載事項証明書などで確認した年間所得金額から特別控除額（表3参照）を差し引いた金額を申込み家族数に応じて表2にあてはめてください。

(2) 年の中途中で事業を開始した人で1年分の事業所得を受けていない人は、つぎの計算方法で年間推定所得を算出し、表2にあてはめてください。

$$\text{年間推定所得金額} = \frac{\text{営業した月の所得金額の合計}}{\text{営業月数}} \times 12 \text{ヶ月}$$

* 総収入とは給与の支給を受けた月の合計額。（但し、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除く）

表2 収入基準の年間所得早見表

申込み家族数 収入基準（月額）	申込みができる年間総収入金額（円）				
	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 ～ 487,000	2,276,000 ～ 6,224,000	2,656,000 ～ 6,604,000	3,036,000 ～ 6,984,000	3,416,000 ～ 7,364,000	3,796,000 ～ 7,744,000

表1及び表2の早見表で申込み資格の有無がわからない人は、次の計算式にあてはめて月額収額を求めてください。

<算式>

$$(\text{合計所得金額} - \text{控除額}) \div 12 \text{ヶ月} = \text{月収額}$$

合計所得金額とは、入居者及び同居親族の過去1年間の所得金額（給与所得者にあつては、給与所得控除後の額、事業所得者にあつては、必要経費を控除した後の額等）の合計額をいいます。

源泉徴収票、市町村が発行する課税台帳記載事項証明書又は確定申告書の控え（税務署の受付印のあるもの）で確認できます。控除額は表3を参照下さい。

表3 年間所得金額から差引く各種控除

区分	控除名	控除対象者	控除額
特別 控除	寡婦控除	夫と死別し若しくは離婚した後、婚姻していない者、又は夫の生死が不明の者で、扶養親族を有する者	一人につきその人の所得から27万円
		夫と死別した後、婚姻していない者、又は夫の生死が不明の者で、合計所得金額が500万円以下の者	
	寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚した後、婚姻していない者、又は妻の生死が不明で、扶養する親族があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の者	
	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳等を交付されている者	一人につき27万円
	特別障害者控除	精神・身体に重度の障害がある者 1～2級	一人につき40万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の者で、収入のある者の扶養親族と認められてる者	一人につき10万円
	老人控除対象配偶者	一般控除配偶者のうち年齢70歳以上の者	
	特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の者で、収入のある者の扶養親族と認められてる者	一人につき25万円
一般 控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の者	一人につき38万円
	別居の配偶者及び扶養親族控除	同居親族以外の者で、所得税法上の配偶者控除・扶養親族控除の対象として認められている者	

具体的な計算例

申込家族4人（障害者3級1人） 給与所得者2人の場合

申込者の総収入金額 4,000,000円 → 所得金額 2,660,000円

配偶者の総収入金額 3,000,000円 → 所得金額 1,920,000円

合計所得金額 同居親族控除 障害者控除

$(2,660,000 + 1,920,000) - [(380,000 \times 3人) + 270,000] = 3,170,000$

$3,170,000 \div 12月 = 264,166円$ … 月額収入基準に該当

家賃について

各住宅家賃の月額額は別紙のとおりです。

ただし、条例上、住宅管理開始後20年を限度として（特に町長が必要があると認めた場合は20年を経過した後においても）家賃の減額を行うため、下表の入居者負担額を家賃に代えて納めてもらいます。

申し込み方法

下記の書類を必ず用意して直接、申込み受付場所へ持参してください。資格審査をさせていただきます。

資格審査に必要な書類

◎どなたにも必要な書類

- ① 特定公共賃貸住宅入居申込書
- ② 申込者と同居家族全員の住民票の写し（外国籍の人は、外国人登録済証明書）または住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）
- ③ 課税証明書または平成28年度分所得証明書
平成29年1月1日に住民登録をしていた市町村で発行します。入居する者（例えば妻子など）が無収入の場合も非課税証明書が必要です。ただし、中学生以下は不要です。
- ④ 収入を証する書類（収入証明書の取り方をご覧ください。）
- ⑤ 申込者と同居家族全員の健康保険被保険者証（国民・社会・組合）

◎申込者の家族状況によって必要な書類

○ 婚約中の人 (①か②のいずれかが必要)

① 婚約証明書

② 結婚披露宴の案内状または式場予約証明書のうち一つ

・婚約者が退職している人は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のうち一つ

・婚約者が退職を予定している人は、会社の退職予定証明書（入居までに会社の退職証明書を提出する必要があります。）

○ 災害により家屋が滅失した人及び都市計画などにより立退きを要求されている人
… 証明する書類

○ 申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない人 … 戸籍謄本

選考方法

募集について基準に適合する申込者が募集戸数を超える場合は、公開で抽選をします。

当選者及び補欠入居予定者を決定し、当選順位に従い住宅を決定します。

収入証明書の取り方

区分	勤務、営業時の状況	証明を要する期間	証明書等の書類
給与所得者	現在の勤務先へ平成30年1月1日以前から採用されている者	平成29年1月 ～ 平成29年12月	平成28年分給与所得の 源泉徴収票（本人交付用）
	現在の勤務先へ平成30年1月2日以降に採用されている者	受付日の前月までの1年未満の場合は採用月から1年間（支払予定額を含む）	入居申込書の給与支給証明書に勤務先で月別の証明をしてもらう。勤務してまだ1ヶ月分の給与も受けていない者は、雇用条件に基づき1年分の支払予定額を証明してもらうこと
事業所得者	現在の事業を平成30年1月1日以前から開始している者	平成29年1月 ～ 平成29年12月	税務署提出確定申告書の控え（受付印のあるもの）又は収支明細書 ただし、1月1日～3月15日までの申込みの場合は、前年の収支明細書でも可能。なお、入居時まで確定申告の控えの提出が必要です
	現在の事業を平成30年1月2日以降から開始している者	事業開始した翌月から1年間、1年未満の場合は申込み受付日の前月まで	
恩給等受給者			恩給証明、年金証書又は 源泉徴収票
その他	○つぎのものは収入として扱いません 生活保護の扶助料・原爆手当・雇用保険金・労災保険金・休業補償・仕送り・遺族年金・老齢福祉年金・譲渡所得・給与所得者の一定額までの通勤手当など		

[記入例]

給 与 支 給 証 明 書

* 現在の勤務先へ前年の1月2日以前に採用されている人、または、採用されて1年未満の方は以下の事項の証明を受けてください。

氏 名	住 所	採用年月	勤務年数
安芸 太郎 (T.M.S. 1年2月3日)	〇〇市〇区××△丁目×-×	H29. 1	2月

支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
H29. 1. 15	180,000		180,000	H29. 8. 15	180,000		180,000
H29. 2. 15	180,000		180,000	H29. 9. 15	180,000		180,000
H29. 3. 15	180,000		180,000	H29. 10. 15	180,000		180,000
H29. 4. 15	180,000		180,000	H29. 11. 15	180,000		180,000
H29. 5. 15	180,000		180,000	H29. 12. 15	180,000		180,000
H29. 6. 15	180,000		180,000				
H29. 7. 15	180,000		180,000	合 計			2,160,000

控除対象配偶者の有無等		扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本人が		老年者	寡婦	寡夫	扶養親族名 と続柄
						特 別 障害者	その他の 障害者				
有	老人	老 人 特 定	その他	特 別	その他						
無		人	人	人	人						

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払った・支払う予定であることを証明します。

平成30年〇月〇日

所在地

名称及び 株式会社 ○ ○

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

(㊟ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者 ○ ○ ○ ○ ㊟)

- (注) 1 勤務して1ヶ月の給料を支払っていないときも雇用条件に基づき支給する賞与及び1年分の給与証明をしてください。
2 手当の中には、課税対象とならない通勤手当は含まないでください。